

名張市看護師等修学資金貸与条例及び施行規則の概要

< 条 例 >

(目 的) 第1条

看護師等を養成する学校又は養成所に在学する者に修学資金を貸与することにより、本市における看護師等の確保を容易にし、保健医療の充実を図る。

(貸与対象者) 第3条

養成施設に在学する者で、市内の医療機関に勤務する意志のある者に対し、予算の範囲内において貸与する。

(貸与決定の取消し等) 第6条

貸与を受けた者が次に該当した場合、貸与の決定を取消す。

- 1 退学したとき
- 2 死亡したとき
- 3 辞退したとき
- 4 心身の故障により卒業の見込がないとき
- 5 貸付けの目的を達成する見込がないとき

(選考委員会) 第7条

貸与の決定及び取消し等を審査するため「名張市看護師等修学資金貸与選考委員会」を設置する。

(返 還) 第8条

貸与を受けた者が次に該当した場合、修学資金を返還しなければならない。

- 1 退学、辞退及び貸付けの目的を達成する見込がなく貸与決定を取り消されたとき
- 2 卒業してから1年以内に看護師免許を取得できなかったとき
- 3 看護師免許を取得後、直ちに市内の医療機関に勤務しなかったとき
- 4 市内の医療機関に勤務したが、在職期間が貸与期間に満たなかったとき

(返還の猶予) 第9条

貸与を受けた者が次に該当した場合、修学資金の返還を猶予することができる。

- 1 貸与決定を取り消された修学生が引き続きその養成施設に在学しているとき
- 2 准看護師養成施設を卒業後、看護師養成施設に進学したとき
- 3 その他やむを得ない理由があるとき

(返還の免除) 第10条

貸与を受けた者が次に該当した場合、修学資金の返還を免除することができる。

- 1 在学中に死亡したとき
- 2 養成施設を卒業し、1年以内に看護師等の免許を取得した後、直ちに市内の医療機関に勤務し、貸与期間に相当する期間を勤務したとき
- 3 前号の在職中及び休職中に死亡又は業務の起因により退職したとき
- 4 本人の責めによることのできない理由により市内の医療機関に勤務できなかったとき

< 施行規則 >

(貸与額等) 第4条

修学資金として貸与する額は、次のとおりとする

- 1 看護師養成施設に在学する者 月額 2万円
- 2 准看護師養成施設に在学する者 月額 1万6千円

(延滞利息) 第13条

正当な理由なしに修学資金を期限までに返還しなかったときは、当該期限の翌日から返還のあった日までの期間の日数に応じ、延滞額につき年 14.6 パーセントの割合で計算した延滞利息を支払わなければならない。